

添付資料5-11 庁舎運用業務に係る要求水準

内 容	項 目	要 求 水 準
業務提供場所		<ul style="list-style-type: none"> 本施設における共用会議室、災害対策関連室、ゴミ処理室及び古紙回収室の鍵の管理（借用・返却等）、共用会議室の管理、共用物の管理、掲示板への掲示、拾得物の取扱いを守衛室で行う。
国との連絡 会議等の運 営事務	関係者協議会等の 開催に係る事務 （開催通知、会場 設営、議事概要作 成等）	<ul style="list-style-type: none"> 関係者協議会の日程調整を速やかに行う。 関係者協議会の開催通知、会場設営を行う。 関係者協議会の議事概要を作成する。 国との調整が速やかであること。 なお、関係者協議会の開催は月1度程度を予定している。
鍵の管理	鍵の保管及びそれ に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> 共用会議室、災害対策関連室、ゴミ処理室及び古紙回収室の各室の鍵を、紛失・損傷のないように保管する。紛失・損傷が生じた場合は速やかに国に報告する。 共用会議室及び災害対策関連室は365日24時間、ゴミ処理室及び古紙回収室は国との協議により予め定めた日に鍵の借用・返却の対応を行う。なおこの際、鍵の借用・返却の手続きが簡易であること。 国から事前に許可された者以外に鍵を渡さない。 鍵の借用・返却の対応の際は、鍵の所在が不明にならないよう適切に記録を行う。 利用者の過失により鍵を紛失、損傷した場合は、速やかに国に報告する。
共用会議室 の管理	共用会議室の予約 の受付	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿、電話又はシステム（ただしイントラネットの使用は行わない）により、共用会議室の予約の受付を行う。なおこの際、予約の手続きが簡易であること。 2ヶ月前から受付が可能であること。 予約状況の確認が簡易であること。
	共用会議室利用時 の対応	<ul style="list-style-type: none"> 共用会議室利用時に、利用者への対応を行う。なおこの際、利用の手続きが簡易であること。 閉庁日を除く8時30分～18時15分まで利用可能であること。
共用物の管 理	共用物の保管及び それに伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> 共用会議室のマイク等の共用物を、紛失・損傷のないように保管する。紛失・損傷が生じた場合は速やかに国に報告する。 365日24時間、共用物の借用・返却の対応を行う。なおこの際、共用物の借用・返却の手続きが簡易であること。 共用物の借用・返却の対応の際は、共用物の所在が不明にならないよう適切に記録を行う。 利用者の過失により共用物を紛失、損傷した場合は、速やかに国に報告する。
掲 示 板 へ の 掲 示		<ul style="list-style-type: none"> 国より依頼のあった掲示物を掲示板に掲示する。 マルチサイン装置、出退表示装置及び電子懸垂幕への入力、登録変更及び削除を行う。 「文書等掲示許可申請書」、「マルチサイン装置等変更許可申請書」の許可手続き取扱事務を行う。 掲示するための備品（磁石、テープ、画鋏等）は事業者が用意する。
国 旗 等 の 掲 揚 及 び 降 納		<ul style="list-style-type: none"> 国の指定する日時及び方法により国旗等を掲揚する。 降雨、降雪時は掲揚しない。 非常時における国の要請にも適切に対応すること。

内 容	項 目	要 求 水 準
拾得物取り扱 い	拾得物の保管、記 録及び持ち主への 返還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な状態で保管し、保管状況を国に報告する。 ・ 適切な方法で周知する。 ・ 拾得者、拾得時の状態等、必要な情報につき適切に記録を行う。 ・ 持ち主に間違いなく返還する。 ・ 拾得物は、1週間保管したのち、持ち主が現れない場合、警察に引き渡す。
受付・案内	来庁者等への受 付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開庁日における開庁時間帯に業務を提供する。 ・ 入居官署等が提供した情報をもとに迅速かつ適切に案内を行う。 ・ 来庁者等に不快感を与えない。
公衆電話の 設置	公衆電話の設置及 び設置の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業者と協議を行い、公衆電話の設置に努める。 ・ 事業期間中、公衆電話コーナーに最低1台は設置を維持するよう努める。
ヘリコプ ター離発着 時の支援	非公共用ヘリポ ート利用に関する支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの要請による【添付資料5-13】「ヘリコプター離発着時の支援について」に定めた、本施設で整備する非公共用ヘリポートへのヘリコプター離発着に際し、離着陸に支障なく、円滑に運行が進められるように、本施設の鍵管理及び本施設の設備操作等の支援を行う。